

岐阜市建設工事電子納品運用ガイドライン

1 目的

岐阜市が発注する建設工事の完成図書の成果品を電子データで納品することにより、業務の効率化、省資源、省スペース化を図るものであり、本ガイドラインは電子納品を実施するにあたり、対象範囲、実施方法、納品基準など受注者、発注者双方において留意すべき事項を定めたものである。

2 電子納品の対象範囲

岐阜市が発注する建設工事で成果品の提出が契約されている、予定価格500万円以上の全ての工事を電子納品対象とする。ただし、本格運用までの試行期間を設け、その期間内は紙納品でも可能とする。

3 電子納品の基準

電子媒体での納品については、最新の「岐阜県電子納品運用ガイドライン」、「岐阜県電子納品要領」に準じて行うものとする。

4 実施方法

(1) 電子納品の試行

本格運用までの期間は、受注者が電子納品を選択できる受注者選択型（以下、「選択型」という。）と、発注者が電子納品を指定できる発注者指定型（以下、「指定型」という。）において試行する。

① 選択型を行う場合、受注者は初回打ち合わせ時において、電子納品を行う旨を発注者（監督職員）と協議すること。

② 指定型を行う場合、発注者は特記仕様書において電子納品とする旨を以下のとおり記載すること。なお、受注者は電子納品が困難な場合は、初回打合せ時に発注者と協議すること。

◆特記仕様書への記載例

《発注者指定型の場合》

工事完成図書の納品方法

- ・本工事に係る完成図書の納品方法は原則電子納品（発注者指定型）とし、「岐阜市建設工事電子納品運用ガイドライン」に基づき納品すること。ただし、電子納品が困難な場合は、初回打合せ時に発注者と協議すること。
- ・電子納品を実施した工事を対象に、適正に実施した場合は工事成績評定の創意工夫において1点を加点する。

《受注者選択型の場合》

工事完成図書の電子納品の推進

- ・岐阜市が発注する建設工事の完成図書の成果品の電子納品を推進するため、受注者が電子納品を選択できる受注者選択型と、発注者が電子納品を指定できる発注者指定型において試行する。
- ・受注者は受注者選択型において電子納品または紙納品を選択することができるが、可能な限り電子納品に努めること。
- ・本工事の完成図書を電子納品する際は、「岐阜市建設工事電子納品運用ガイドライン」に基づき納品すること。
- ・電子納品を実施した工事を対象に、適正に実施した場合は工事成績評定の創意工夫において1点を加点する。

(2) 工事成績評定での評価

電子納品を実施した工事を対象に、適正に実施した場合は工事成績評定の創意工夫において1点を加点する。

(3) 電子納品等に係る費用

電子納品に係る費用は、土木工事標準積算基準書の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。なお、その他の積算基準書において共通仮設費率に記載されていない場合も別途積み上げ等による計上は行わない。

(4) 進め方

電子納品の試行は選択型と指定型を併用し、段階的に指定型の対象範囲を拡充して電子納品の定着を図っていくこととする。ただし、初年度については選択型で始めることとする。

受発注者は、双方連携してアンケート調査や意見交換等を実施することにより、電子納品に対する取組み状況や課題を共有し、検証と改善を図りながら電子納品の普及に努めるものとする。

5 留意事項

施工段階において受発注者間で紙資料により収受した書類は、原則として電子納品の対象としない。また、電子データ化する書類並びに電子納品対象とする書類については、紙媒体と電子媒体の両方による納品は原則、行わないこととする。

ただし、紙媒体を電子データ化することを妨げるものではなく、受発注者協議により必要に応じて各書類を電子化し格納することができる。

6 検査

検査職員は事前に紙納品書類の確認と合わせて、電子成果品を執務室内のPCで内容確認した後、検査について監督職員と事前に協議する。

受検者は、検査当日に現地において電子データの閲覧ができるようPC等を準備し、検査職員は電子データの閲覧をもって受注者に対して指摘や確認を求める。

(1) 検査用環境の準備

- ① 検査に必要とする機器およびソフトウェアについては、事前に受発注者間で協議し、検査を円滑に実施するための最善の検査環境を選択する。最善の検査環境とは屋内、屋外の検査で電子データの閲覧が最も行いやすい環境であり、状況に応じてノート型PCやモニター、タブレット端末、プリンター等を使用する。
- ② 機器およびソフトウェアの準備は原則、受注者とするが、受発注者間で協議して準備するものを分担することもできる。
- ③ 検査時の電子データの閲覧は、受注者が電子データ作成に使用したソフトや閲覧用ソフトウェアを使用して行う。

(2) 検査時機器類の破損等

ノート型PCやモニター、タブレット端末等の機器類の使用において、万が一破損等が生じた場合は、準備した側が負担する。

7 電子納品対象書類

建設工事における電子納品対象書類は以下のとおり

- ① 工事関係書類
- ② 完成図面
- ③ 工事写真（出来形検査写真及び完成検査写真は紙納品とする。）

※工事関係書類の電子納品は以下の表1、表2のとおり

表1 建設工事

種別	書類名	ファイル形式	格納フォルダ
施工段階の提出書類	施工計画書	PDF	PLAN/ORG
	工事打合せ簿（指示・承諾・協議） 添付書類（写真・図面）	PDF 又は オリジナルファイル形式	MEET/ORG
	使用材料調書 ※1	PDF	MEET/ORG
	工事履行報告書	PDF	OTHS/ORG
	契約履行期間の延長申請書	PDF	MEET/ORG
	施工体制台帳・再下請通知書	PDF	PLAN/ORG
	施工体系図	PDF	PLAN/ORG
	実施工程表	PDF	MEET/ORG
	休日・夜間作業届	PDF	MEET/ORG
	交通誘導員確認書	PDF	MEET/ORG
	搬入搬出調書	PDF	MEET/ORG
	土砂等採取元証明書（写）	PDF	MEET/ORG
	産業廃棄物管理票交付一覧表	PDF	MEET/ORG
	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施報告書	PDF	MEET/ORG
書類管理	測定結果総括表	PDF	MEET/ORG
	測定結果一覧表	PDF	MEET/ORG

	出来形管理図表	PDF	MEET／ORG
	品質管理図表	PDF	MEET／ORG
	各種品質管理に必要な試験の結果表	PDF	MEET／ORG
	試験機関による試験結果表（電子データの場合）	PDF	MEET／ORG
	品質証明資料 ※1	PDF	MEET／ORG

※1 カatalog等の資料を添付する場合は従来どおり紙ベースで納品する。

表2 営繕工事

書類名（大分類）	書類名（小分類）	ファイル形式	格納フォルダ
施工計画書	総合施工計画書、施工計画書	PDF	PLAN／ORG
工程表	実施工程表、週間工程表、月間工程表、 工種別工程表	PDF	SCHEDULE／ ORG
打合せ簿	工事打合せ記録	PDF	MEET／ORG
機材関係資料	試験計画書（機材検査に伴うもの） 試験成績書（機材検査に伴うもの） 監督職員検査記録（機材検査に伴うもの）、品質証明書、調合表、規格証明書、 機材搬入報告書	PDF	MATERIAL／ ORG
施工関係資料	試験計画書（施工検査に伴うもの）、 試験成績書（施工検査に伴うもの）、 監督職員検査記録（施工検査に伴うもの）、 施工報告書、工事実施状況報告書（月報）、 立会請求書、工法提案資料	PDF	PROCESS／ORG
検査関係資料	社内最終検査記録、工事完成記録、完成通知書、 指定部分完成通知書、既済部分確認請求書、技術検査記録	PDF	INSPECT／ORG
発生材関係資料	発生材調書、処理報告書	PDF	SALVAGE／ORG
保全に関する資料	主要材料機器一覧表、保全に関する説明書、 官公署届出書類一覧表、保全の手引き、 機器取扱説明書、機器性能試験成績書、 官公署届出書類、予備品等引渡し通知書、鍵・ 備品・工具リスト	PDF	MAINT／ORG
契約関係書類	工事請負契約書の写し、契約時の工程表、 現場代理人等通知書、疑義等の協議記録	PDF	OTHRs／ORG
施工図	施工図	SXF（sfc）、DXF	OTHRs／ORG
工期変更	変更工程表、変更理由書、工期算出根拠	PDF	OTHRs／ORG
文化財その他埋蔵物	状況調査報告書	PDF	OTHRs／ORG
その他資料		PDF	OTHRs／ORG

8 その他

受注者は電子納品に関するアンケートに協力するものとし、完成検査後 2 週間以内に監督職員に提出すること。

本ガイドラインに定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

本ガイドラインは、必要に応じて適宜見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

本ガイドラインは、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。